

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年七月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

一 道路の種類 県道

二 路線名 越生長沢線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間郡越生町大字黒山字北ヶ谷戸 六九六番一地从ら同郡同町大字 黒山字南山一一八八番四地先まで		区 間
七・五〇〇 一〇・三四	三・九〇〇 七・五〇	敷地の幅員 (メートル)
二六〇・〇〇		延長 (メートル)
		備考